UHEC 評価一材 - A01 平成 14 年 05 月 13 日制定 2019 年 06 月 12 日改定 2020 年 02 月 10 日改定 2020 年 12 月 18 日改定 2022 年 12 月 13 日改定

建築材料性能評価 申 請 要 領 (コンクリート)

株式会社 都市居住評価センター 性能評価・試験事業部

# 目 次

- 1. 性能評価の対象
- 2. 申請・性能評価の手順
  - 1) 事前打合せ
  - 2) 仮申請
  - 3) 材料性能評価委員会(受付時)
  - 4) 性能評価手数料の納付
  - 5) 部会
  - 6) 材料性能評価委員会(報告時)
  - 7) 性能評価書の受領
  - 8) 大臣認定申請
  - 9) 最終保存図書の提出
- 3. 申請取り下げ及び審査中断について
- 4. 建築材料の変更の性能評価申請の取扱いについて
  - 1) 事前相談
  - 2) 建築材料の変更の性能評価についての補足
- 5. 審查期間
- 6. 性能評価手数料
- 7. 申請受付先及び問合せ先

別紙-(1):建築材料性能評価申請に伴う事務手続きのフロー

### 1. 性能評価の対象

本要領は、建築基準法第37条第二号の規定による建築材料のうち、以下の建築材料性能評価に おける申請要領及び審査手順を示したものです。

- ①平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 七「コンクリート」
- 2. 申請・性能評価の手順(「別紙-(1) 建築材料性能評価申請に伴う事務手続きのフロー」参照)
- 1) 事前打合せ

性能評価案件については、株式会社 都市居住評価センター(以下「UHEC」という。)の性 能評価・試験事業部担当職員と事前に打合せ(事前打合せ日時の予約要)を行い、以下の事項を 明確にして下さい。

- ①申請対象の建築材料名
- ②申請者名
- ③建築材料(原材料を含む。)の適用範囲
- ④対象とする建築物
- ⑤使用する部位
- ⑥建築物の構造形式

同時に、性能評価・試験事業部の担当職員より、申請要領、申請図書作成要領及び手続き等の スケジュールの説明をいたします。

#### 2) 仮申請

材料性能評価委員会(受付時)が開催される1週間前までに、以下の図書を性能評価・試験事業部に提出し、担当職員の確認を受けて下さい。(メールでも可)

- ①性能評価申請書(写し)※押印前の仮申請書でかまいません・・・・・ 1部
- ②申請事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

### 3) 材料性能評価委員会(受付時)

材料性能評価委員会は毎月1回(原則第4週木曜日)開催し、性能評価案件の申請受付(受付時)及び部会での審査結果報告に基づく審査(報告時)を行います。申請者は、材料性能評価委員会(受付時)開催日の前日(営業日)12:00までに以下の図書を提出して下さい。

- ①性能評価申請書・申請事項・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- ②性能評価用提出図書・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
- ③資料 (申請概要書を含む②の資料一式) の PDF データ・・・・・・・ 1 式 ※大容量ファイルメール等でお送りください。

申請者は、当委員会(受付時)に出席して、性能評価案件の建築材料(コンクリート)の品質概要・適用範囲の説明(約15分間)を「申請概要書」により、行っていただきます。

当委員会(受付時)での質疑応答事項については、「指摘事項回答書」(様式 SH-共-A04)を使用し、記載して下さい。

概要説明及び質疑応答後、案件の受付可否を決定いたします。

受付「可」の場合は、部会の設置に関する事項の審議後、部会の開催日時について、性能評価・ 試験事業部より FAX 又はメールにてお知らせいたします。また、受付「否」の場合は、その旨を 連絡し、後日、性能評価申請受付ができない旨の「通知書」を発行し、申請図書を返却いたしま す。

### 4) 性能評価手数料の納付

性能評価手数料については、材料性能評価委員会(受付時)において受付「可」となりましたら、その請求書を送付いたしますので、請求書送付後2週間以内までに所定の銀行までお振り込み下さい(性能評価手数料が振り込まれていない場合、性能評価書を交付できないことがあります。)。

一度入金された性能評価手数料は、審査の途中で取り下げられても返金いたしません。 性能評価手数料については、6項を参照していただきます。

### 5) 部 会

部会では、申請者による性能評価案件の具体的な説明に基づき、詳細な検討が行われます。 部会開催の頻度・日程は案件の内容により定めます。

材料性能評価委員会(受付時)での質疑応答をまとめた指摘事項回答書(様式 SH-共-A04)及び追加検討資料(各3部)は第1回部会開催日の開催時刻までに性能評価・試験事業部に提出して下さい。

第1回部会においての質疑応答をまとめた指摘事項回答書(様式 SH-共-A04)及び追加検討資料(各3部)は、第2回の部会が開催される場合は第2回部会開催日の開催時刻までに提出して下さい。第2回以後の部会においても同様の要領で行います。

### 6) 材料性能評価委員会(報告時)

申請者は、材料性能評価委員会(報告時)開催日の前日(営業日)12:00までに以下の図書を 提出して下さい。

- ①性能評価用提出図書(修正版(下記③、④含む)・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部 ②資料(申請概要書を含む①の資料一式)の PDF デ-タ・・・・・・・・・ 1 式 (③追加検討項目一覧表及び追加検討資料④指摘事項回答書)
- 部会での審議が終了しますと、担当の委員は部会での審査結果をまとめ、材料性能評価委員会 (報告時)において審査結果の報告を行います。そして、担当の委員の報告及び当委員会(報告 時)での審議を基に「適合」、「適合(確認事項有り)」、「保留」、「不適合」の判定を行います。 判定区分は以下のとおりです。

「適合」・・・・・・・審査終了

「適合(確認事項有り)」・・軽微な修正、追加検討事項について担当委員の確認を行った後、 審査終了 「保留」・・・・・・・再度、部会にて継続審査を行う

「不適合」・・・・・・審査を継続することが困難であるため、審査打ち切り

材料性能評価委員会(報告時)での審査終了後、その結果を翌日までにメール等で連絡いたします。

「不適合」の場合には、性能評価をしない旨の通知書を交付いたします。

### 7) 性能評価書の受領

材料性能評価委員会(報告時)の審査結果のうち、「適合」の場合は、結果通知後1週間以内に、「適合(確認事項有り)」の場合は、修正・追加検討事項について担当委員の確認が完了次第、性能評価書を交付いたします。

### 8) 大臣認定申請

UHECで性能評価書を交付した案件において、国土交通大臣への認定申請に係わる事務手続きの代行をさせていただきます。なお、詳細は「「性能評価の国土交通大臣認定手続きの代行」について」を参照してください。

### 9) 最終保存図書の提出

申請者は、最終保存図書(申請者用1部、事務局用PDFデータ)を作成し、大臣認定書受領後2週間程度で性能評価・試験事業部に提出して下さい(「最終保存図書確認印」を押印後、申請者に返却いたします。)。

### 3. 申請取り下げ及び審査中断について

申請者の都合により、審査途中で申請を取り下げる場合は、申請取り下げ理由を明記した「取り下げ届」(様式 SH-共-A08)を提出して下さい。

追加実験、図書の再検討を行うため、審査を2ヶ月以上中断する場合は、中断理由を明記した「審査中断届」(様式 SH-共-A09)を提出して下さい。審査の再開を希望するときは、「審査再開依頼書」(様式 SH-共-A10)を提出して下さい。提出日より審査を再開いたします。

#### 4. 建築材料の品質変更の性能評価申請の取扱いについて

既に、UHECにおいて性能評価が終了している建築材料で、建築材料の品質に変更が生じた場合の取扱いについては、UHECの性能評価・試験事業部に連絡下さい。なお、確認検査段階における取扱いについては、事前に特定行政庁にご相談下さい。

#### 1) 事前相談

建築材料の品質変更の性能評価申請の取扱いにあたっては、UHECの性能評価・試験事業部と事前に打合せを行い、以下の事項を明確にして下さい。

- ①追加·変更内容
- ②追加・変更事項の検討内容

建築材料の品質変更の性能評価は、原則として、案件名、申請者名、対象とする建築物の記載 内容に変更がないものについて適用いたします。 事前相談内容により、材料性能評価委員会・部会開催の要否を材料性能評価委員会の委員長及 び前回性能評価時の担当の委員との打合せを行い、結果を連絡いたします。

### 2) 建築材料の品質変更の性能評価についての補足

大幅な変更の場合について

建築材料の品質変更の性能評価申請にあたって、変更内容が前回の性能評価内容と大幅に変更される案件については、材料性能評価委員会の委員長、担当の委員及びUHECの性能評価・試験事業部と協議の上、新規性能評価の申請とさせていただく場合があります。なお、変更は随時受け付けております。

### 小幅な変更の場合について

建築材料の品質変更性能評価とする場合で、小幅な変更の場合については、UHECの性能評価・試験事業部で受付を受理し、場合によっては材料性能評価委員会(受付時)を経ることなしに審査を開始することもできることとしております。

性能評価手数料については、受付後(材料性能評価委員会(受付時)を経る場合は委員会後、 経ない場合は随時)、請求書を送付いたしますので、性能評価終了までに所定の銀行へお振り込み 下さい。(手数料が振り込まれてない場合、性能評価書を交付できないことがあります。)

### 5. 審查期間

審査期間は、材料性能評価委員会(受付時)開催日から材料性能評価委員会(報告時)開催日 までの期間とし、その期間は原則として1ヶ月間とし、2ヶ月間を限度とします。

### 6. 性能評価手数料

本性能評価の手数料は「建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 」に基づいた「性能評価手数料 一覧」(ホームページに掲載) に掲げる額といたします。

#### 7. 申請受付先及び問合せ先

性能評価申請に関する受け付け及び申請手続き、審査要領等に関する問合せについては、以下までお願いいたします。

株式会社 都市居住評価センター 性能評価・試験事業部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番 21 号 新虎ノ門実業会館3階 TEL 03-3504-2461 FAX 03-3595-0902

## 別紙一(1) 建築材料性能評価申請に伴う事務手続きのフロー

	性能評価申請者	都市居住評価センター 性能評価・試験事業部	備考
事前打合せ	口申請に関する事前説明・相談(日時の予約要)	<ul><li>○申請に関する相談受付</li><li>○申請要領の説明</li><li>○申請図書作成要領の説明</li><li>○今後の手続き・審査スケジュールの説明</li></ul>	○性能評価・試験事業部への事前説明 ①適用範囲 ②使用材料 ③調合方法 ④試験結果
仮申請	□性能評価申請書(写し※押印前の仮)・申請事項	○性能評価申請書・申請事項の確認	〇建築材料性能評価委員会(受付時)開催日の 1週間前までに左記の性能評価申請書(写し)・申請事 項を提出(メールでも可)
材料性能評価 委員会 (受付時)	〈委員会(受付時)開催前〉 □性能評価申請書・申請事項、性能評価用提出図書(3 部)及びPDF データの提出 〈委員会(受付時)開催当日〉 □委員会(受付時)への出席及び概要説明 ・申請概要の説明 [申請概要書により、約 15 分間程度 ] ・指摘事項回答書・追加検討資料の作成	<ul><li>○委員会(受付時)用図書の確認</li><li>○申請内容の確認及び質疑応答</li><li>○受付の可否決定</li><li>○部会の設置(担当の委員選出・日時の決定)</li><li>◎受付可否の通知</li></ul>	○建築材料性能評価委員会(受付時) 開催日前日(営業日)の 12:00までに 左記の委員会(受付時)用図書を提出 ○建築材料性能評価委員会(受付時): 1回/月の開催(原則第4週の木曜日)
性能評価手数 料納付	□請求書到着から 2 週間以内に納付	<ul><li>◎受付可の場合は性能評価手数料請求</li><li>○受付不可の場合は書類返却</li></ul>	
部会	<ul><li>・指摘事項回答書・追加検討資料の作成</li><li>・性能評価手数料の納付</li></ul>	○詳細審議 ○審査結果のまとめ	<ul><li>○部会開催の頻度・日程は案件により異なる</li><li>○第1回部会開催日の開催時刻までに左記の部会用図書を提出</li><li>○第1回部会以後開催がある場合は、部会開催日の開催時刻までに左記の部会用図書を提出</li></ul>
材料性能評価 委員会 (報告時)	〈委員会(報告時)開催前〉 □性能評価用提出図書:フルペーパー修正版(1部)の提出 □PDF データの提出 [指摘事項回答書+追加検討項目一覧表+追加検討資料を含む]	<ul><li>○部会審査結果の報告に基づく審査</li><li>○適合・保留・不適合の判定</li><li>○性能評価書の審査</li><li>○評価結果の確認</li><li>◎評価結果の通知</li></ul>	○材料性能評価委員会(報告時) 開催日前日(営業日)の 12:00までに 左記の委員会(報告時)用図書を提出 ○建築材料性能評価委員会(報告時): 1回/月の開催(原則第4週の木曜日)
性能評価書 受領	□性能評価書の受領	◎性能評価書の交付	
大臣認定申請	□大臣認定申請書・委任状・申請用資料の提出 (評価書受領後速やかに提出してください)	<ul><li>◎大臣認定申請</li><li>2020年1月よりオンライン申請となり、UHEC職員が行います。</li></ul>	
大臣認定書 受領	口大臣認定書の受領	◎大臣認定書受取(国交省より)・申請者へ連絡	〇大臣認定取得には、申請から 1~2 ヶ月程度要しています。
最終保存図書 提出	□最終保存図書の提出(申請者用1部、事務局用PDFデータ)	○最終保存図書の受領・保管	〇最終保存図書は確認印を押印後、申請者に返却